

パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成31年(2019年)2月20日

案 件 の 名 称	箕面森町(水と緑の健康都市)地区の都市計画変更及び景観計画等の変更について
パブリックコメント手続的 実 施 の 目 的	箕面森町(水と緑の健康都市)地区における都市計画変更及び景観計画等の変更の案を作成するにあたり、広く市民のみなさまにご意見をお伺いするために実施する。
実 施 部 局 名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問 い 合 わ せ 先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話:072-724-6810)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	資料1:高度地区の変更(素案) 資料2:水と緑の健康都市地区地区計画の変更(素案たき台) 資料3:箕面市都市景観基本計画[改訂版]の変更(素案) 資料4:箕面市景観計画の変更(素案)
参 考 資 料	箕面森町(水と緑の健康都市)地区の都市計画変更及び景観計画等の変更について《パブリックコメント用概要版》
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1)市ホームページ (アドレス http://www.city.minoh.lg.jp/machi/sinmachihenkou_pub.html) (2)みどりまちづくり部 まちづくり政策室(箕面市役所 別館4階 49番窓口) (3)行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)西南・中央・東生涯学習センター、みのお市民活動センター (6)西南・桜ヶ丘・萱野南・小野原図書館 ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)は、施設の開館日、開館時間
意 見 等 の 提 出 期 間	平成31年(2019年)2月21日から平成31年(2019年)3月22日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所まちづくり政策室、行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、西南・中央・東生涯学習センター、みのお市民活動センター、西南・桜ヶ丘・萱野南・小野原図書館) (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所まちづくり政策室) (3) ファックスによる送付 (FAX 072-722-2466) (4) 電子メールによる送付 (Email: machi@maple.city.minoh.lg.jp) ※ 閲覧場所の窓口にて意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 可 能 な 人 員	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)に該当するかたにあつては、名称及び所在地、(6)に該当するかたにあつては、団体名及び団体事務局の所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。 ※公表期間:ご意見に対する市の考え方について、2019年5月頃を予定
備 考	